



Hachioji MAIL NEWS



輸送サービス労組八王子地本



2023.07.01

No.128



Twitter

下された命令が未だに履行されず...

「JR東日本八王子駅パンフ配布処分事件」の
“全部救済命令”は無きものに!?

地本は、申20号「東京都労働委員会の下した『全部救済命令』の即時履行と不当労働行為のない正常な職場環境を求める緊急申し入れ」を提出し、6月30日に団体交渉を行いました。

会社は、『都労委令和2年（不）第110号事件に関する東京都労働委員会命令については、国鉄時代における職場秩序の維持、確立に取り組んできた事情等を全く考慮することなく判断されたものである。そのような見地から中央労働委員会に再審査を申立てを行ったところであり、当該命令が確定しているものではない。また、会社は関係法令や労働協約を遵守することで労使関係を規律しているものであり、不当労働行為を容認する考えはない』と回答しました。

第三者機関から命令が出ていることに対し「無視するべきものではない。履行しないとも言っていない。しかし、現在は命令が確定していない。確定した段階で適切に対処していく」との回答に終始し、労組法第27条にある“命令の効力”に触れることはなく、対立終了しました。

速やかに“全部救済命令”を履行すべきだ!!

会社は
全部救済命令を
履行せよ!
「再審査中であり確定していない」に終始!

東京都労働委員会の救済命令は、行政処分としての効力を持ちます。労働基準法第27条では「救済命令は、交付の日から効力を発する」「中央労働委員会に再審査を申立てしても、効力は停止しない」となっています。しかし会社が救済命令を履行しないことから、6月30日、八王子地本は「東京都労働委員会の下した『全部救済命令』の即時履行と不当労働行為のない正常な職場環境を求める緊急申し入れ」の団体交渉を行いました。

会社は「社員の皆さんへ」でも述べた「就業規則第23条の趣旨や目的はもとより、職場秩序の維持、確立に取り組んできた事情等を全く考慮することなく判断されたものであること」を主張し「無視するべきものではない。履行しないとも言っていない」と言いながら「中央労働委員会に再審査の申立てを行っているので、都労委の命令は確定していない。確定した段階で適切に対処していく」と回答しています。

会社が再審査の申立てをしても、
東京都労働委員会の「救済命令は有効」である！
このことは法律で明記されている！
法令を遵守し、ご都合主義をやめ直ちに命令を履行しろ！